

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和7年11月28日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第51号

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和29年相模原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。